

第5章 各種施策の基盤となる施策

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 県民の主体的な環境教育の推進

環境政策課・資源循環推進課・自然保護課

(1) 学習機会の提供と施設の整備

本県の豊かな自然環境を将来にわたって保全するとともに、多様化する環境問題に対応していくためには、県民一人一人が環境との関わりについての認識を深め、環境に配慮した生活に努めていくことが必要です。

環境教育は、このような行動を促進していく上で必要不可欠であり、本県では次のような学習機会の提供と施設の整備を行っています（表2-5-1-1）。

(2) 環境に携わる人材・指導者育成

県内各地域での環境保全活動を円滑に推進するため、県民等に対する適切な指導・助言を行うことを目的に環境保全活動アドバイザー制度を平成2年度に創設しました。

平成18年度は17人のアドバイザーが各地で講演、実地指導等の活動を行いました。

(3) 子どもたちが行う環境学習・活動の支援

子どもたちが主体的に行う環境学習・環境保全活動の支援策として、「こどもエコクラブ事業」（環境省）が平成7年度から実施されており、本県では、平成18年度に96クラブ2,121人の子どもたちが会員登録を行い、それぞれに環境学習・環境保全活動を実践しました。

(4) 環境学習パートナーシップ

県、国、市町村、NPO及び各種団体等との協働、ネットワークの構築により、環境学習の推進を図りました。

平成18年6月には、環境省東北地方環境事務所、仙台市、環境NPO、東北電力企業グループと共同で「エコ・パートナーシップ2006」を開催し、県民を対象に環境配慮行動の啓発を行いました。

また、環境学習パートナーシップ推進事業として、NPOに事務局業務の委託を行い、「みやぎ環境学習パートナーシップ会議」を設置し、環境学習関連団体・施設・行政機関等のネットワークの

形成を図るとともに、2月には、環境学習フォーラムを開催し、体験型の環境学習機会を提供するなど、環境教育の普及啓発に努めました。

(5) 広報・普及活動

本県における廃棄物の3R（発生抑制（リデュース（Reduce））、再使用（リユース（Reuse））、再生利用（リサイクル（Recycle）））に関する取組や情報を提供する、リサイクル情報メールマガジン「循環通信」を県民、廃棄物処理関連事業者及び市町村等に毎月配信し、ごみの減量化・再資源化促進の普及啓発を図りました。

その他、県では、県民や事業者等を対象に、環境保全についての理解を深め、環境保全活動への積極的参加を促進するための各種イベント等を開催しています。

(6) 国際的な視野に立った環境教育の支援

国連は、2005年（平成17年）からの10年間を「持続可能な開発のための教育の10年」（略称DESD：Decade of Education for Sustainable Development）と定め、「持続可能な開発」の実現が可能となるよう、社会・環境・経済・文化の各分野で直面している諸課題に取り組み、その解決に向けた教育を推進していくとしています。

その拠点の一つである「仙台広域圏」（仙台市、大崎市田尻、気仙沼市）は平成17年6月に認定され、地域の特色を生かした環境教育に取り組むとともに、宮城教育大学・国・県などの関係機関が一体となって取組への支援を行っています。

▼表2-5-1-1 県内の環境教育推進施設

施設名	開園日	施設の概要	平成18年度来場者数
伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	平成3年	ラムサール条約の指定登録湿地であり、世界的に有数な冬鳥の渡来地である伊豆沼・内沼及び周辺地域に関する自然環境の調査研究、環境教育などの機能を有し、伊豆沼・内沼及び周辺地域の自然環境保全の拠点施設である。 (http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sisetu/sanc.htm)	24,661人
蔵王野鳥の森自然観察センター	平成6年	蔵王の自然、野鳥の生態に関する展示や体験学習など、自然保護思想の普及啓発、環境教育などの機能を有し、野鳥をはじめとした多種多様な生物種が生息する「蔵王野鳥の森」の自然環境保全の拠点施設である。 (http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sisetu/kotori.htm)	10,181人
県民の森	昭和44年	明治100年記念事業の1つとして開園。その後、楽しみながら自然を理解する施設として、アスレチックコースや音楽堂、遊歩道などを整備した。仙台近郊に位置することから、都市近郊の森林レクリエーションの場及び野外活動の場として利用者は多い。 (http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sisetu/kenmin.htm)	205,263人
昭和万葉の森	平成元年	昭和天皇御在位60年を記念して、昭和30年に第6回全国植樹祭会場となった大衡村平林地内の松林(通称御成山)周辺を整備した森林公園。万葉植物を通じた歴史・文化・自然科学の学びの森として、そして歌会や茶会などの場所として利用されている。 (http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sisetu/manyou.htm)	35,040人
こもれびの森	平成5年	スギなどの人工林のほか、樹齢200年以上のブナやミズナラの天然利林をはじめ、野生鳥獣も数多く生息する一松山県有林及びその周辺に、自然観察遊歩道や森林・林業の知識を習得できる「森林科学館」を整備し、森林・林業、自然環境に対する理解を深める場として利用されている。 (http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sisetu/komorebi.htm)	5,096人
環境情報センター	平成2年	県民、事業者及び市町村等へ各種環境情報を提供する場として県保健環境センター内に設置している。各種情報機器の整備のほか、書籍、パンフレット、映像ソフト、啓発パネル、エコマーク商品等を収集・展示し、センター内での閲覧・利用のほか、貸出を行っている。 (http://ihe.pref.miyagi.jp/kjc/johoc/intro/index.html)	利用者 62人 貸出等 55件

2 学校教育における環境教育

(1) 児童生徒の環境に対する意識啓発

義務教育課

学校教育においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等教育活動の全体をとおして環境に関する学習活動が展開されています。

平成18年度も体験をとおして学習活動の充実が図られるように努めました。

づくりと児童生徒の豊かな情操を養うことを目的に実施しています。

- 平成18年度特選校
 - ・大崎市立敷玉小学校
 - ・加美町立鹿原小学校
 - ・仙台市立川平小学校
 - ・仙台市立高森中学校

(2) 環境教育支援事業

義務教育課

① 全日本学校関係緑化コンクール

ア 学校林コンクール

小・中・高等学校の中から学校林を活用し、環境教育や緑化活動に顕著な教育活動を行った学校を推薦しています。

イ 学校環境緑化コンクール

小・中・高等学校の中から、児童生徒による計画的、組織的な環境緑化教育を推進している学校を推薦しています。

② 宮城県学校花壇コンクール等への支援

宮城県緑の会の主催している次の2つの事業への支援を行っています。

ア 宮城県学校花壇コンクール

学校花壇の整美をとおして、美しい学校環境

イ 宮城県学校教職員緑化活動功労者表彰

学校の環境緑化教育に長年にわたって貢献し、優れた実績を残した教職員の表彰を行っています。

- 平成18年度表彰人数
 - ・小学校 22人
 - ・中学校 9人

③ 省エネルギーセンター教育推進モデル校事業の募集に関する支援

省エネ学習推進モデル校の募集を支援しています。

- 平成18年度における指定校数：2校

(平成16年度から継続)

④ 愛鳥モデル校

自然保護課・義務教育課

県内の小中学校の児童生徒を対象に、探鳥会などの各種活動とおして野生生物保護思想の普及啓発を図ることを目的として愛鳥モデル校を設定しています。

各地方振興事務所管内ごとに1校ないし2校を設定し、設置期間は2年間としています。



(3) 教員の研修等の充実

教職員課

環境に係る講義や実践報告及び研究協議をとおり、環境教育の理解を深めるとともに教員の資質・能力の向上を図りながら環境教育を推進しています。

《平成18年度実施研修会》

- ・研修会名：
環境教育研修講座
－授業に活かす身近な環境－
- ・目的：
生活と環境のかかわりについて総合的に理解を含め、環境教育の推進に必要な資質・能力の向上を図る。
- ・実施期日：
平成18年6月28日（水）、29日（木）
- ・対象：
小・中・高等学校教員72名
- ・内容：
「環境教育の今日的課題」
「実践事例紹介」
「県環境教育基本方針について」
「環境とエネルギーについて」
「野外実習」



第2節 開発における環境配慮の取組

1 環境影響評価

環境政策課

環境影響評価は、事業者自らが大規模な開発事業の実施前に環境にどのような影響を与えるかについて、環境保全の見地から広く意見を聴きながら、調査・予測・評価を行い、環境に配慮していく制度であり、環境保全に関する重要かつ有効な手段となっています。

本県では昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」、さらに、平成10年3月に「環境影響評価条例」を制定して制

度の充実を図り、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導しています。

環境影響評価条例に基づき、平成18年度までに手続を実施した事業は合計3件となっています。

一方、国においては、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、環境影響評価実施要綱を制定しており、さらに、平成9年6月には「環境影響評価法」を制定しています。

環境影響評価法に基づき、平成18年度までに手続を実施した事業は合計5件となっています。

▼表2-5-2-1 条例に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
大和リサーチパーク造成事業	宮城県土地開発公社	大和町	81.5ha	H12.10 方法書 H15.3 準備書 H15.10 評価書
河南町多目的ふれあい交流施設整備事業	河南町	河南町	29.1ha	H13.2 方法書 H14.12 準備書 H15.7 評価書
仙台松島道路4車線化事業	宮城県道路公社	利府町 松島町	11.5km	H15.10 方法書

▼表2-5-2-2 法に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
仙台市東西線鉄道建設事業	仙台市 (都市計画決定権者)	仙台市	14.0km	H12.10 方法書 H16.6 準備書 H17.7 評価書
仙塩広域都市計画(仮称)名取市下増田臨空土地区画整理事業及び(仮称)名取市関下土地区画整理事業	宮城県 (都市計画決定権者)	名取市	184.0ha	H13.2 方法書 H14.1 準備書 H15.3 評価書
一般国道115号阿武隈東道路建設事業 (H16.2事業規模縮小により法対象外事業となる)	国土交通省 東北地方整備局	丸森町 相馬市 (福島県)	10.7km	H13.4 方法書 H14.8 準備書
仙台火力発電所リブレース計画	東北電力株式会社	七ヶ浜町	44.6万kw	H16.4 方法書 H18.7 準備書
新仙台火力発電所リブレース計画	東北電力株式会社	仙台市	95万kw級	H19.2 方法書

2 開発行為への指導

自然保護課

① 大規模開発行為に対する指導状況

本県では、県土の無秩序な開発を防止し、自然と調和した地域社会の発展に資することを目的として、昭和51年に「大規模開発行為に関する指導要綱」(以下「大規模開発指導要綱」という。)を制定し、面積が20ha以上の一定の開発行為に関し必要な基準等を定めるとともに、事業者に対し、その遵守を指導しています。

特にゴルフ場開発については、森林伐採や大規

模な造成工事に伴う自然の改変や、開場後に使用される農薬や化学肥料による下流河川等の水質に及ぼす影響が懸念されていることから、自然環境保全条例や大規模開発指導要綱に基づき自然環境保全協定を締結するほか、「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づく適切な指導を行い、自然環境の保全や農薬の使用量の低減等を図っています。

また、住宅団地開発についても、環境への影響

を極力最小限にとどめるため、大規模開発指導要綱において、開発区域内の自然環境賦存指数（自然環境賦存量÷面積）が環境基本計画の環境保全水準として設定された「グリーンミニマム」を上回るよう誘導しており、周辺の自然環境との調和が図られるよう緑地の確保に努めています。

今後とも、大規模な開発行為については自然環境の保全を図るため、大規模開発指導要綱による指導を徹底し、環境により配慮した開発を誘導していくこととしています。

なお、現在の大規模開発行為の大部分を占めるゴルフ場及び住宅団地開発は、経済情勢等の変化により、昭和62年から平成3年にかけての景気拡大期（いわゆるバブル経済期）に比べると落ち着いてきている状況にあります。

▼表2-5-2-3 大規模開発行為実施状況

	既設		建設中		合計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
住宅団地	34	2,560	4	563	38	3,123
別荘地	1	21			1	21
工業団地	4	215			4	215
ゴルフ場	23	2,634	1	248	24	2,882
レジャーランド	4	146	4	552	8	698
教育施設	2	0	1	93	3	93
その他	2	131	2	244	4	375
合計	70	5,707	12	1,700	82	7,407

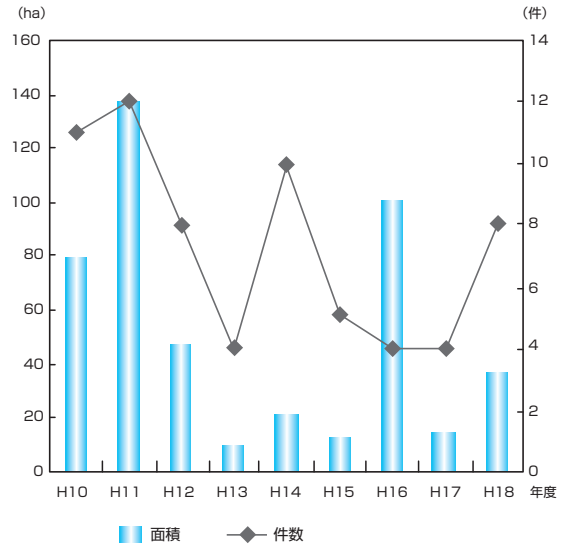
② 林地開発許可状況

自然保護課

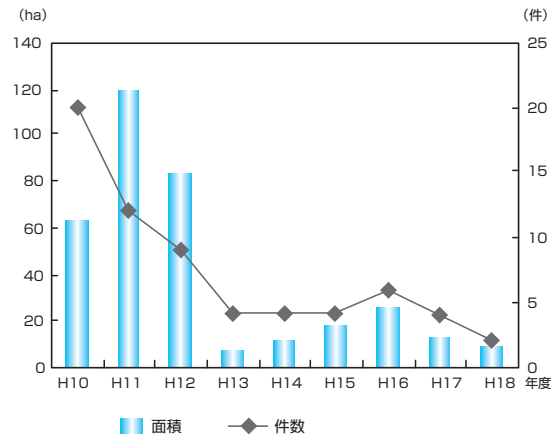
林地開発許可制度は、森林の無秩序な開発の規制と、その適正な利用の確保を目的としています。この制度は、地域森林計画の対象となっている民有林において、1haを超える開発行為をしようとする者は、知事の許可を必要とするものです。

近年、開発許可にかかる件数・面積は減少傾向にあります。

なお、国、地方公共団体等が行う場合には、許可制が適用されず、知事と協議することとなっています。



▲図2-5-2-1 林地開発許可状況



▲図2-5-2-2 林地開発協議状況

第3節 規制的手法及び経済的手法

1 規制的手法

環境政策課

規制的措施は、公害を防止するための排出等の規制・抑制や自然環境の適正な保全のための行為の制限など、環境を劣化させる活動を直接制限・禁止するもので、環境保全の効果がより確実であるため、これまで基本的な手段として広範に用いられています。

県としては、常に法令に基づき適正な運用に努めてきたほか、県条例に関して科学的知見を踏まえた必要な見直しを行うとともに、新たな規制の必要性についても継続的に検討してきました。

平成18年4月からは、新たな産業廃棄物の処理の適正化に関しての規制的措施を講ずるために平

成17年度に制定された「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」が施行されました。

産業廃棄物の適正処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において様々な規制措置が講じられており、法の厳格な運用に努めてきましたが、現状は不適正処理事案が多発している状況にあります。

そこで、こうした課題への対応を図り、産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者、中間処理業者、建設工事等の発注者、産業廃棄物処理施設等の設置予定者等に対し、新たな規制的措施を講じています。

2 誘導的手法

環境政策課・商工経営支援課

複雑・多様化する環境問題については、大規模発生源や特定行為の規制を中心とする従来の規制的措施を講じるのみでは限界があります。そこで、環境負荷の少ない行動が選択されるよう、また、その行動が効果的に行われるように、問題の様態に応じた多様な施策手法を導入することにより、事業者や県民によってそれぞれの事業活動や日常生活の中で自主的・積極的な取組が進められ、環境への負荷の少ない経済社会を形成していくこ

とが重要です。県では、このような施策として次のような誘導的措施を講じています。

(1) 環境保全対策のための融資・助成等

公害の防止に関する施設等を整備する場合の金融面の支援、環境関連技術の実用化に要する経費の助成などをはじめとする支援制度を整備しています。

▼表2-5-3-1 事業者・県民・民間団体の取組に対する融資制度等

制度名称	制度概要	担当課
宮城県環境安全管理対策資金融資制度	宮城県融資制度において、公害防止の促進、地盤沈下による被害施設の復旧、地球環境保全及び品質・衛生管理の促進を図るため、中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者）が必要とする資金を定めたもの。 融資の対象は、公害防止対策や公害防止のための施設改築や移転、地下水取水による地盤沈下による被害施設の復旧、低公害車及びディーゼル微粒子除去装置の購入、自然エネルギー活用施設の設置、特定フロン等を使用する施設から特定フロン等以外を使用する施設への設備転換、土壌汚染対策など。また、ISO14001及びHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認取得も対象としている。 融資は、許認可を担当する所轄官庁の許可等の後、知事が資金の対象者であることを認定する。その後、制度融資取扱金融機関と信用保証協会の審査を経て、融資が実行される。	商工経営支援課
商店街競争力強化推進事業	商工会等が実施する商店街の競争力強化のための事業に要する経費について助成するもの。当該事業では、商店街活性化のために取り組む環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業経費について助成する。	商工経営支援課
地域バイオマス利活用交付金	地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設、新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備に対して1/2を限度に助成する。 【農林水産省交付金】 (事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、食品事業者等)	農産園芸環境課
環境関連新事業開発支援事業	環境関連技術の実用化・事業化に要する経費の一部を補助する。 【環境関連新技術開発支援事業費補助金】 ・補助対象：研究開発事業、需要開拓事業 ・補助率：補助対象経費の1/2以内 ・限度額：半年度750万円以内 ・補助対象期間：2年以内	新産業振興課

各種施策の基盤となる施策
環境保全施策の展開
第二部

制度名称	制度概要	担当課
みやぎエコファクトリー立地促進事業	県内に環境・リサイクル産業の集積モデルを形成するため、県が指定する「みやぎエコファクトリー」内に環境・リサイクル事業所の新設等を行う事業者に対し、奨励金を交付する。 1 通常分 交付額＝投下固定資産額（建物・償却資産）の10% 上限額＝環境関連製造業等5,000万円、リサイクル業7,000万円 2 緊急経済産業再生戦略分 ①投下固定資産分 交付額＝投下固定資産額（建物・償却資産）の30% 上限額＝3億円 ②新規雇用加算 新規雇用者の5人目から1人につき30万円	資源循環推進課
産業廃棄物発生抑制等支援事業費補助金	県内事業者が焼却や埋立処分など再資源化されていない産業廃棄物を発生抑制、再利用又は再生利用するために設備機器を整備する際、産業廃棄物税を原資に設備整備費用等の一部を補助する。 補助率 1/2以内 限度額 発生抑制、再利用 2,500万円 再生利用 2,000万円	資源循環推進課
企業連携型リサイクルシステム構築事業費補助金	産業廃棄物税充当事業として、現状では再資源化されていない廃棄物について、複数の企業が連携し、効率的かつ継続的なリサイクルシステムの構築を検討する際に、システム構築に要する経費の一部を補助する。 ・対象者：3事業者以上で構成される団体のうち、県内に事業所を有する者が半数以上の団体（法人格不問） ・補助率：1/2、補助限度額：100万円	資源循環推進課
排出事業者向け出前講座	廃棄物処理のルールについて排出事業者に理解を深めてもらうために、排出事業者の要望に応じて県職員が直接出向き、産業廃棄物処理におけるルールや排出事業者の役割・責任等を中心に説明を行うもの。 ・対象：おおむね20人以上が参加する研修会等	廃棄物対策課
わたしたちの森づくり事業	森林・林業や地球環境保全の問題を考える機会を創出するため、団体や企業等が行う森づくり活動の場として、県有林の一部を提供（県と企業等が協定を締結）するもの。 ・1箇所の面積：上限5ha ・協定の期間：最長で5年（延長も可） ・その他：企業等から希望があれば、森の命名権譲渡する（有償）。	森林整備課
グリーンな地域社会構築に向けての実践プロジェクト	地域からの地球温暖化防止や地球環境への負荷の低減を図るための活発な事業の展開が図られるよう、地元大島を中心に積極的に活動しているNPO法人の活動（特に力を入れている「菜の花植栽プロジェクト」及び「廃食用油のBDF化」を中心に）をバックアップを行っている。 ・「幸せの黄色い島ネットワーク」の立ち上げ ・大島での環境シンポジウムの開催	気仙沼保健福祉事務所

(2) 環境配慮行動の支援

① 環境マネジメントシステムの普及・啓発

地球温暖化をはじめ今日の環境問題に対応するためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければなりません。そのためには、より多くの事業者が、事業全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことが求められています。

県では、これらの取組を推進する上で有効な手段である環境マネジメントシステムの普及を促進するため、事業者に求められる環境に配慮した経営や環境マネジメントシステムの活用について、専門家による講演や、事業者が取組事例を発表するセミナーを平成12年度から毎年1回開催しています。

平成18年度は、県内に事業所を有する企業等から約80名の参加がありました。

また、宮城県中小企業制度融資においては、みちのく環境管理規格をはじめ、各種の環境配慮型経営に係る第三者認証を取得している中小企業に対しては、各資金の利率を0.1%割引引く優遇措置を実施しており、平成18年度の融資件数は計12

件となっています。

さらに、同制度融資に環境安全管理対策資金を設け、ISO14001の認証を取得するために必要とする経費を融資対象にしており、県内事業者の環境マネジメントシステムの構築を支援しています。

※環境マネジメントシステムとは

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や工場場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

② 環境配慮型金融商品の開発の要請

宮城県環境基本計画では、県民・事業者等全ての主体の環境配慮行動を促進していくことを主要なテーマに位置づけており、「行動促進」のためのプログラムを設定し、重点的・戦略的に推進することが必要であるとしています。

その取組の一つとして、環境に配慮した製品・サービスや環境配慮経営を行っている事業者の市場での優位性が向上するよう、「グリーンな経済システムへの加速」を図るべきであるとしています。

そのためには、環境配慮金融商品の開発や環境配慮経営に対する金利の優遇などによる金融面からのサポートの役割は極めて大きいと考えられることから、県内の金融機関に対し、環境配慮金融商品等の開発など、県民や事業者の環境配慮行動を後押しするような自主的取組を要請しています。

③ グリーン購入の普及

環境政策課・資源循環推進課

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組で、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築のために重要な取組です。

県では、グリーン購入の促進を目的とした「グリーン購入促進条例」を施行しており、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。

そのほか、グリーン購入を促進するための活動を行う民間団体である「みやぎグリーン購入ネットワーク」*の運営を支援するとともに、連携協力してシンポジウムやセミナーを開催しグリーン購入の普及拡大が図られるよう取り組んでいます。

※みやぎグリーン購入ネットワーク

県内のグリーン購入を促進するために設立された企業、団体、自治体等による緩やかなネットワークで、ホームページによる情報提供や研修会への講師派遣、グリーン製品の展示会への出展等を行っています。

また、全国的組織であるグリーン購入ネットワークや他の地域ネットワークとの連携を図り情報交換を行っています。

④ アドプト・プログラムによる環境保全活動の支援

道路課・河川課・都市計画課・港湾課

このプログラムは、1985年、散乱ごみ増加と清掃費用の増加に困ったアメリカ合衆国テキサス州交通局が発案し、住民に協力を呼びかけた活動に

端を発しています。住民が高速道路の一定区間の面倒をみる（＝清掃・美化する）という新しい道路美化システムであり、「養子縁組をする」意のadopt（アドプト）から命名されています。以後この取組は広がりを見せ、米国内のみならず、他国においても展開され、活動の場も道路から、河川、公園等のあらゆる公共スペースに浸透してきています。

日本においては、平成10年の徳島県神山町での導入を皮切りに、徐々に全国的な広がりをみせています。

県では、道路、河川、都市公園、港湾等においてアドプト・プログラムを導入しており、県はサポーターの傷害保険加入、活動区域の標示板設置、ホームページ等各種媒体によるPR等の支援を行い、活動意欲の高揚や普及に取り組んでいます。

ア みやぎスマイルロード・プログラム

道路課

●スマイルサポーター

県管理道路上の道路美化活動に意欲のある個人、団体（環境ボランティアサークル、町内会、商工会等）、学校、企業等を広く募集し、「スマイルサポーター」として認定し支援しようとするもので、自発的活動を旨としています。

また、活動区域の存する市町村においては、ごみ袋の支給やごみの回収・処分など、可能な範囲でスマイルサポーターを支援しています。

●スマイルレポーター

日ごろ道路と身近に接している団体等（旅客や物流関係の企業・団体等）を「スマイルレポーター」として認定し、県管理道路について、災害時を含め道路の異常箇所等の情報を提供してもらうものです。

イ みやぎスマイルリバー・プログラム

河川課

県管理河川の一定区間において、空き缶やごみの回収、草刈り、清掃、樹木の剪定・伐採などの美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体（環境ボランティアグループ、商店街、職場の仲間、企業、NPO等）をスマイルサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行っています。

ウ みやぎふれあいパーク・プログラム

都市計画課

県立都市公園の清掃活動や美化活動に意欲のある団体を「ふれあいサポーター」として認定し、定期的に公園内の清掃活動や緑化活動のほか独自の計画により進められる自主的な活動を支援しています。

関係市町には、住民に対する広報誌などでの周知活動やふれあいサポーターへの助言などの協力をお願いしています。

平成15年度からはじまったふれあいパーク・プログラムは加瀬沼公園と矢本海浜緑地で実施していますが、今後は他の県立都市公園にも拡大していくこととしており、プログラムの拡大で住民の美化活動などへの意欲と関心が高まり、さらなる住民と行政の良好なパートナーシップが期待されています。

エ みやぎスマイルポート・プログラム

港湾課

ボランティア活動に意欲をもつ地域の団体等を平成16年度から「スマイルサポーター」として認定し、港湾管理者（宮城県）が管理する港湾や海岸の一定区域において、定期的に清掃や美化活動を行っています。

◎活動内容

スマイルサポーターの希望に沿って活動内容を決めています。

例：空き缶やタバコの吸い殻などのゴミ拾い、除草、花の植栽、樹木の剪定、除雪など

◎活動場所

港湾管理者（宮城県）が管理する港湾の道路、緑地、公園や海岸など

◎参加対象者

ボランティア活動グループ、NPO、自治会、企業など

なお、サポーター募集等については、関係課のホームページにより詳細な情報がご覧いただけます。

「みやぎスマイルロード・プログラム」：道路課

<http://www.pref.miyagi.jp/road/smileroad/smileroad.htm>

「みやぎスマイルリバー・プログラム」：河川課

「みやぎふれあいパーク・プログラム」：都市計画課

http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/kouen/fureai_park/fureai_park.htm

「みやぎスマイルポート・プログラム」：港湾課

<http://www.pref.miyagi.jp/kouwan/osirase/smile-P/index.htm>

第4節 環境保全協定

1 公害防止に関する協定

環境対策課

本県における公害防止に関する協定(以下「公害防止協定」という。)は、昭和46年の仙台港開港に伴い設置された仙台港建設本部の公害防止事業の一環として、主に仙台湾周辺の事業所と締結してきました。

平成7年の公害防止条例の改正により、全県下において、県民の生活環境を保全する必要があると認められる場合、知事は事業者に対し公害防止協定の締結について協議することとなりました。

なお、平成15年4月から公害防止協定の締結及び運用に関する指針が施行され、環境関連法令の補完、地理的・社会的条件に即した公害防止対策の実施及び健全で快適な環境の確保といった従来の公害防止協定の役割に加えて、環境負荷の低減や環境保全活動の推進を図っています。

● 公害防止協定等

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/index_kyotei.htm

(1) 公害防止協定等の締結

県は、県民の健康を保護し生活環境を保全する見地から公害全般について総合的に公害防止対策を講じる必要がある大規模な事業所の事業者と公害防止協定を、大気中への二酸化硫黄の排出について対策を講じる必要がある事業所の事業者と覚書を締結しています。その他、公害の防止に関する努力事項を確認した確認書を仙台湾公害防止対策地域に立地する事業所の事業者及び宮城県企業立地促進奨励金交付要綱の規定による奨励工場等の事業者と公害防止協定の締結に代えて取り交わしています。

● 協定

<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/KYOTEI/Kyotei.htm>

● 覚書

<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/kyotei/Oboegaki.htm>

● 確認書

<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/kyotei/Kakunin.htm>

▼表2-5-4-1 公害防止協定の締結状況

事業者	事業所	締結自治体	締結年月日		
			当初	最新変更	
仙台湾地域	東北電力株式会社 新日本石油精製株式会社 JFE条鋼株式会社 川崎製鉄株式会社 東北スチール株式会社 新日本製鉄株式会社 日鐵住金建材株式会社 麒麟麦酒株式会社 東洋製罐株式会社 東北ゴム株式会社	新仙台火力発電所 仙台製油所 仙台製造所 仙台流通加工センター 仙台製造所 仙台流通加工センター 仙台製造所 仙台工場 仙台工場 本社工場	宮城県 仙台市 塩竈市 名取市 多賀城市 七ヶ浜町 利府町	S45. 8. 21	H 7. 3. 28
				S46. 6. 14	H16. 1. 22
				S47. 12. 14	H17. 9. 16
				S48. 3. 31	S59. 3. 29
				S48. 3. 31	S60. 11. 8
				S50. 3. 29	S52. 12. 26
				S50. 3. 29	H17. 3. 24
				S53. 1. 17	H18. 8. 23
				S54. 3. 27	H14. 5. 24
				H13. 5. 16	
東北電力株式会社	仙台火力発電所	宮城県・七ヶ浜町	S58. 3. 3	H 4. 6. 30	
石巻地域	日本製紙株式会社 東北東ソー化学株式会社 東海カーボン株式会社 株式会社伊藤製鐵所	石巻工場 石巻工場 石巻工場 石巻工場	宮城県 石巻市 東松島市	S47. 12. 28	H16. 4. 30
				S47. 7. 26	H10. 6. 11
				S51. 5. 29	H13. 7. 10
				S51. 5. 29	H16. 3. 16
仙南地域	日本製紙株式会社	岩沼工場	宮城県・名取市 角田市・岩沼市 柴田町・亘理町	S47. 7. 25	H17. 4. 14
	サッポロビール株式会社	仙台工場	宮城県・名取市	H16. 3. 30	
その他	YKKAP株式会社 宮城沖電気株式会社 相馬共同火力発電株式会社 仙台コカ・コーラボトリング株式会社 仙台コカ・コーラプロダクツ株式会社 三菱マテリアル株式会社、 細倉金属鋳業株式会社、 株式会社ジェムコ、 マテリアルエコリファイン株式会社	東北事業所 本社工場 新地発電所 蔵王工場 細倉鋳山	宮城県・大崎市 宮城県・大衡村 宮城県 宮城県・蔵王町 宮城県・栗原市	S48. 6. 18	H15. 11. 27
				S63. 12. 5	H 9. 4. 2
				H 2. 3. 27	H17. 5. 23
				H 7. 6. 13	H16. 6. 10
				H14. 9. 5	H19. 3. 28

各種施策の基盤となる施策
環境保全施策の展開
第二部

(2) 公害防止協定等の進行管理

県は、公害防止協定等締結事業者に対し、公害防止協定対象施設等の新設、増設及び変更がある場合、事業活動に伴い発生する環境負荷を低減するため公害防止協定に定める排出基準や周辺環境への影響について、その計画立案段階で協議・報告することを求めています。また、必要に応じて公害防止協定書等を随時変更しています。

なお、公害防止協定締結事業者（22事業所）、覚書締結事業者（3事業所）及び確認書取り交わし

事業者（3事業所）に対し環境負荷項目に関する自主検査結果の報告を定期的な求め、必要に応じて事業所への立入調査を実施しています。また、公害防止協定締結事業所のうち大気汚染物質排出量が多い11事業所に対し硫酸化物濃度等の測定データをテレメータシステムにより常時監視しています。

このほか、公害防止協定の進行管理に関し次のような公害防止協議会を組織し、関係自治体の意見調整を図っています。

▼表2-5-4-2 公害防止協議会設置状況

協議会名	目的	構成自治体	設置年月日
仙塩地域七自治体公害防止協議会	仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業所と公害防止協定等の締結及びその執行についての審議調整	宮城県・仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町	S47. 8. 17
相馬共同火力発電株式会社新地発電所に係る公害防止協議会	相馬共同火力発電(株)新地発電所の公害防止協定に関する意見の調整	宮城県・角田市・岩沼市・柴田町・丸森町・巨理町・山元町	H 1. 11. 6
細倉鉱山に係る公害防止連絡協議会	細倉鉱山の公害防止協定に関する意見の連絡調整	宮城県・栗原市・登米市	H14. 10. 5

2 自然環境保全協定

自然保護課

住宅団地、別荘地、工場団地及び墓地の造成並びにゴルフ場、スキー場、レジャーランド、教育施設及び厚生施設の建設等で開発面積が20ha以上の開発行為について、県は「自然環境保全条例」及び「大規模開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発行為者と「自然環境保全協定」を締結し、自然緑地の保全や植生回復等の自然環境の保全上必要な措置を講ずるよう指導しています。

また、これらの造成工事等が開発途中で廃止又は中止されることにより、災害の発生を招くことのないよう、「開発行為等の廃止等に伴う災害防止工事及び植生回復工事施行に関する契約」を協定と同時に締結し、開発行為者に防災工事保証金を預託させるなどして、自然環境の保全に留意した開発を行うよう指導しています。

あわせて、梅雨期等に防災パトロールを行うとともに、開発行為の完了時には工事の完了と自然緑地及び造成緑地の保存状態の確認を行うなど、開発行為に伴う災害の防止や協定等の履行を確保するために必要な措置を講じています。

▼表2-5-4-3 自然環境保全協定の締結状況

開発類型 年度	住宅団地	別荘地	工場団地	ゴルフ場	レジャーランド	教育施設	その他	計
平成14年度以前	38	1	4	24	8	3	4	82
平成15年度								0
平成16年度								0
平成17年度								0
平成18年度								0
合計	38	1	4	24	8	3	4	82

環境保全施策の展開
各種施策の基盤となる施策
第二部

第5節 公害防止計画

1 仙台湾地域公害防止計画の概要

環境政策課

公害防止計画は、現に公害が著しい、または著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として作成する地域計画です。

仙台湾地域は、地場産業である水産加工業に加え、仙台塩釜港を中心とした石油、電力、鉄鋼等、石巻港を中心とした紙、パルプ、化学等の工業が発達している地域であり、本県における工業中心地帯として工業化が進んできました。一方、産業活動が活発となり、人口が集積した結果、大気汚染や水質汚濁等の公害が顕在化したことから、こ

れらに総合的に対処し、また、未然に防止する観点から、昭和49年度を初年度とする仙台湾地域公害防止計画を策定し、以降7回にわたり、地域の状況に照らした見直しを進めてきました。

第7期仙台湾地域公害防止計画は、計画期間を平成16年度から平成20年度までの5年間とし、各種の公害防止施策等の推進により、当該地域における大気汚染、水質汚濁及び騒音に関する環境基準の達成等を目標としています。

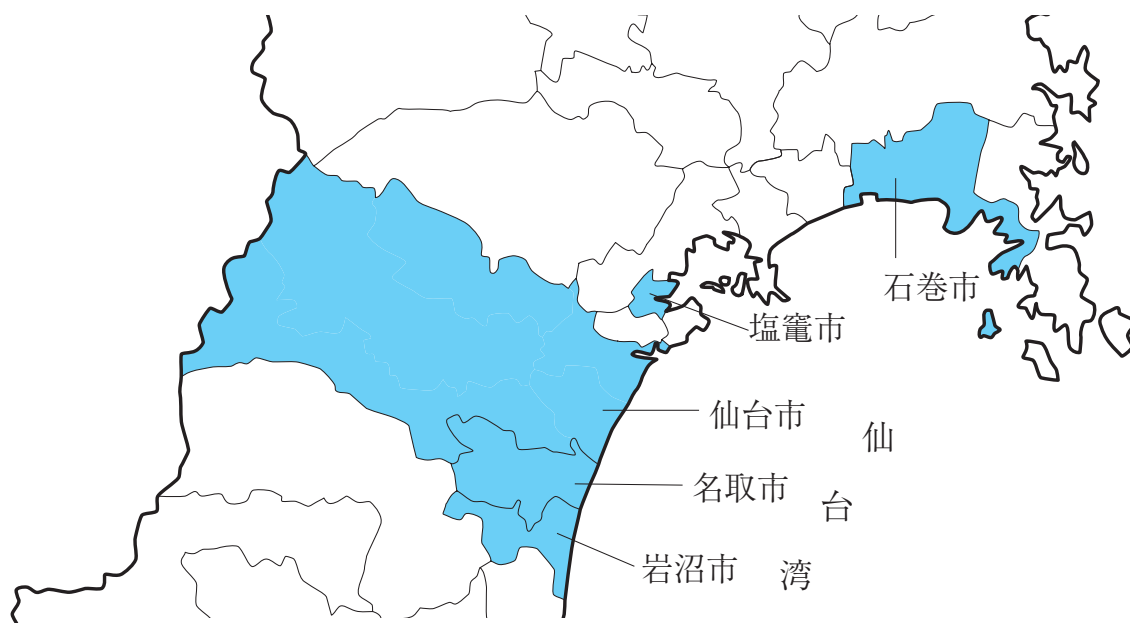
なお、当該地域の範囲は仙台市、石巻市（旧石巻市域）、塩竈市、名取市及び岩沼市の区域となっています。

2 計画事業の実績

環境政策課

計画に基づく5年間に地方公共団体が主体となって講じる措置に要する経費は約1,748億円、事業者が事業活動による公害を防止するために講じる措置に要する経費は約153億円と見込まれています。

実際に、平成16年度から平成18年度までに地方公共団体が講じた措置に要した経費は約957億円、事業者が講じた措置に要した経費は約130億円となっています。



注：石巻市は合併前の旧石巻市域を計画対象地域としている。

▲図2-5-5 仙台湾地域公害防止計画策定地域図

第6節 公害紛争時の適切な処理等

1 公害苦情処理

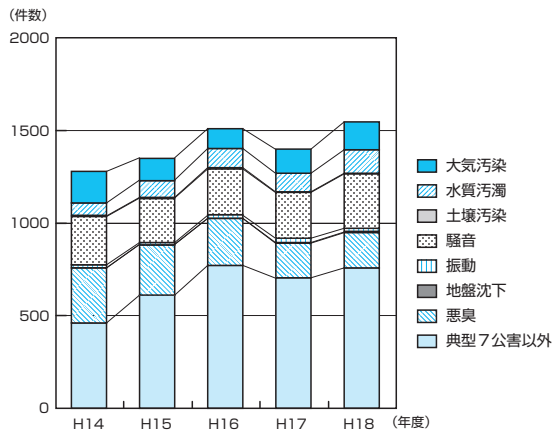
(1) 公害苦情の受付状況

環境政策課

平成18年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受付した公害苦情件数は1,547件で、前年度に比べて148件増加しました。

公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は789件で、全体の51%を占めています。

典型7公害の種類別で見ると、騒音が293件(18.9%)で最も多く、以下、悪臭が191件(12.3%)、大気汚染が150件(9.7%)、水質汚濁が129件(8.3%)となっています。



▲図2-5-6 公害苦情件数の推移

(2) 市町村別苦情件数

環境政策課

平成18年度に市町村が受付した公害苦情件数は1,525件で、そのうち市部が1,032件、町村部が493件となっています。

▼表2-5-6-1 市部・町村部別苦情受理件数の推移

年度	市町村 受理件数	
	市部	町村部
14	1,278 (69.5)	390 (30.5)
15	1,308 (71.2)	377 (28.8)
16	1,491 (71.3)	428 (28.7)
17	1,376 (70.6)	405 (29.4)
18	1,525 (67.7)	493 (32.3)

() 内は構成比 (%)

(3) 警察における環境・公害苦情の受理・処理

県警本部生活環境課

① 受理件数

平成18年中における環境・公害苦情の受理件数は293件で、前年に比べて40件増加しました。

態様別では、廃棄物関係が251件(85.7%)と最も多く、次いで水質汚濁16件(5.4%)、大気汚染7件(2.4%)、悪臭3件(1.1%)、振動1件(0.3%)、その他15件(5.1%)となっています。

② 処理状況

平成18年中に受理した環境・公害苦情については、指導警告・検挙により167件(57%)を解決しているほか、他の専門機関への引継ぎが73件(25%)、その他53件(18%)となっています。その他については、当事者が不明のために指導警告等の措置がとれなかったものであり、例としては、不法投棄の投棄者が不明のような場合があげられます。

2 公害紛争処理

環境政策課

公害紛争処理法第13条及び公害紛争処理条例第2条の規定に基づき、「宮城県公害審査会」が、昭和46年に設置され、各種の公害紛争の解決を図っています。

審査会が設置された昭和46年以来、申請事件は調停17件で、調停成立4件、調停打ち切り7件、調停取下げ4件、調停しない2件となっています。平成19年3月末現在、係属中の事件はありません。

3 環境犯罪対策

県警本部生活環境課

警察では、広域化・巧妙化する環境犯罪に的確に対応するため、平成15年4月、「宮城の環境を守る産廃NO作戦」を立ち上げ、警察本部に推進本部、県内全警察署に現地推進本部を設置して、積極的な取締りに力を入れるとともに、環境行政部局と連携し、各種会議の開催、広報啓発活動の推進を図っています。

平成18年中に検挙した環境犯罪は、184件219人（前年比+36件、+46人）で、そのうち、公害関係

の環境犯罪については、水質汚濁防止法違反の検挙はなかったものの、廃棄物処理法違反の検挙が121件157人（前年比+15件、+32人）となりました。

特徴としては、水産加工会社経営者等によるほや殻の海洋不法投棄事犯、リサイクルを装った粗大ごみの無許可収集運搬事犯、大手建材メーカー等による不適正処理事犯など、悪質巧妙な手口による犯行が見受けられました。

▼表2-5-6-2 環境犯罪年次別検挙状況（過去5年間）

年別	法令別		廃棄物処理法		河川法		計		前年対比	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成14年	55	88	—	—	55	88	±0	+27		
平成15年	80	114	—	—	80	114	+25	+26		
平成16年	83	104	—	—	83	104	+3	-10		
平成17年	106	125	—	—	106	125	+23	+21		
平成18年	121	157	3	4	124	161	+18	+36		



第7節 調査研究及び技術の振興

1 調査研究の拡充

環境政策課

環境に関する各種施策を進めるに当たっては、環境の状態の把握、環境の変化の予測、または環境の変化による影響の予測に関する研究、地球を含めた良好な環境の保全と創造のための施策に必

要な調査研究を推進することが重要です。県では、環境・農業・林業・水産の各種試験研究機関の機能を充実させ、それぞれの目的に応じた調査研究を実施しています。

▼表2-5-7-1 各分野の試験研究機関

分野	試験研究機関名	所在地	ホームページアドレス
環境	保健環境センター	仙台市	http://www.ihe.pref.miyagi.jp/
農業	農業・園芸総合研究所	名取市	http://www.pref.miyagi.jp/res-center/
	古川農業試験場	大崎市	http://www.faes.pref.miyagi.jp/
	畜産試験場	大崎市	http://www.pref.miyagi.jp/tikusans/
林業	林業試験場	大衡村	http://www.pref.miyagi.jp/ringyos/
水産業	水産研究開発センター	石巻市	http://www.pref.miyagi.jp/suisan-resc/
	内水面水産試験場	大和町	http://www.pref.miyagi.jp/naisuisi/
	気仙沼水産試験場	気仙沼市	http://www.mit.pref.miyagi.jp/

2 技術の振興

新産業振興課

(1) 技術情報の提供

環境保全に関する技術について、産業技術総合センターで下表の研究開発を行い、その成果を技

術移転しています。

▼表2-5-7-2 産業技術総合センターの技術研究概要

研究機関名：産業技術総合センター		
1	調査研究名	環境汚染物質の簡易計測技術の開発
	期間	平成18～19年度
	目的	コーデックスによる世界規模での食品中カドミウム規制等、消費者の食の安全・安心にかかる関心が深まるにつれ、規制化学物質分析の需要及び重要性が高まっている。 本研究では農作物中カドミウム分析の迅速・簡易・高精度化を目的とし、定量分析時の試料分解処理に高温高圧水の有機物分解を導入した、新しい試料処理技術を開発する。
2	概要及び成果	公定分析法では長時間の加熱を要した玄米試料の分解処理が、酸素共存下300℃の高温高圧水の利用により、処理時間10分以下で完了した。 高温高圧水による試料分解は分解処理時に高濃度の酸等を使用しないため、超音波ネブライザーに直接導入可能な低マトリックス溶液が得られ、カドミウム分析の検出感度向上にも有効であった。 当該新規分析法による米中のカドミウム分析結果は公定法と同等の感度・精度が示され、分析法の有効性が確認された。
	調査研究名	超微粉砕法の応用による木質系廃棄物の有効利用に関する研究
	期間	平成18年度
	目的	本研究では、従来産業廃棄物として処理されていたコーヒー滓の排出量を減らすことを目的に、近年開発された同体摩擦粉砕技術（原料同士の衝突によって原料粉砕時の発熱を最小限に抑えつつ粉砕する技術）によりコーヒー抽出残渣等のリグニン高含有物質から、直接有効物質のオリゴリグナンに加工する方法を研究する。
	概要及び成果	文献ではコーヒーはリグニンを高含有しているとのことだったが、定性分析の結果コーヒー抽出残渣にはリグニンが余り含まれていないことが判ったため、微粉砕技術を活用してコーヒー豆を微粉にした新商品を提案した。コーヒー豆を微粉砕して直接飲用することにより、従来産業廃棄物として処理されていたコーヒー滓の排出量を減らすことが出来た。今後は継続的な商品としての取り扱いを視野に支援していく予定である。

(2) 技術援助の状況

新エネルギー、環境保全、リサイクル等の技術開発に積極的に取り組む企業に対しては、新技術・新商品の開発事業及び新製品の需要開拓事業等に伴う資金的リスクを補完し、研究開発意欲を

促進するため、補助金制度の活用にも努めています。

また、産業技術総合センターの職員や専門の技術アドバイザーを派遣することにより、これら技術開発の支援を行っています。